

オープンデータ（令和５年中データ）に関する注記

犯罪オープンデータのファイルの名称に係る手口名の表記一覧

手 口 名	ファイル名称の表記
ひったくり	hittakuri
車上ねらい	syazyounerai
部品ねらい	buhinnerai
自動販売機ねらい	zidouhanbaikinerai
自動車盗	zidousyatou
オートバイ盗	ootobaitou
自転車盗	zitensyatou

注：半角の表記とする。

ウェブサイトに掲載する統一的注記

【公開項目に関する内容】

1 罪名

当該犯罪の刑法上の罪名です。

2 手口

当該犯罪の手口の名称です。

3 管轄警察署（発生地）

- 当該犯罪が発生した場所（地域）を管轄する警察署の名称です。
- 犯罪の発生地が判明しない場合等は、被害の届出を受理した警察署の名称が登録されていることがあります。

4 管轄交番・駐在所（発生地）

- 当該犯罪が発生した場所（地域）を管轄する交番・駐在所の名称です。
- 犯罪の発生地が判明しない場合等は、空欄となっています。

5 市区町村コード（発生地）

- 発生地の市区町村に対応する「市区町村コード（総務省が設定している全国地方公共団体コード。令和5年4月1日現在のもの。）」です。
- 犯罪の発生地が判明しない場合等は、空欄となっています。

6 都道府県（発生地）

- 当該犯罪が発生した都道府県の名称です。
- 犯罪の発生地が判明しない場合等は、空欄となっています。

7 市区町村（発生地）

- 当該犯罪が発生した市区町村の名称です。
- 犯罪の発生地が判明しない場合等は、空欄となっています。

8 町丁目（発生地）

- 当該犯罪が発生した町丁目の名称です。
- 犯罪の発生地が判明しない場合、事件関係者のプライバシー等を考慮する必要がある場合等は、空欄となっています。

9 発生年月日（始期）

- 当該事件が発生した年月日です。
- 発生年月日に幅がある場合は、その始期を表示しています。

10 発生時（始期）

- 当該事件が発生した時（24 時制）です。
- 発生時に幅がある場合は、その始期を表示しています。

11 発生場所

- 当該事件が発生した場所の情報です。
- 発生場所の情報は、以下の区分としています。
 - ・ ひったくり
道路上、その他
 - ・ 自動販売機ねらい
道路上、駐車（輪）場、その他
 - ・ 車上ねらい、部品ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗
道路上、駐車（輪）場、一戸建住宅、4階建以上共同住宅、その他の住宅（3階建以下共同住宅等）、その他

12 発生場所の詳細（ひったくりを除く）

- 発生場所の詳細情報であり、以下の区分としています。
 - ・ 駐車（輪）場、その他

13 被害者の性別（ひったくりのみ）

当該事件の被害者の性別で、以下の区分としています。

- ・ 男性
- ・ 女性
- ・ 法人・団体
- ・ 被害者なし

14 被害者の年齢（ひったくり、自転車盗のみ）

当該事件の被害者の年齢層で、以下の区分としています。

- ・ 10歳未満
- ・ 10歳代
- ・ 20歳代

- ・ 30歳代
- ・ 40歳代
- ・ 50歳代
- ・ 60-64歳
- ・ 65-69歳
- ・ 70歳以上
- ・ 不明
- ・ 法人・団体、被害者なし

15 被害者の職業（自転車盗のみ）

当該事件の被害者の職業で、以下の区分としています。

- ・ 小学生
- ・ 中学生
- ・ 高校生
- ・ 大学生
- ・ その他
- ・ 法人・団体、被害者なし

16 施錠関係（車上ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗）

車上ねらい及び自転車盗は、被害時の車両の施錠状況について、自動車盗及びオートバイ盗は、被害時のエンジンキーの状況について、それぞれ以下の区分としています。

○ 車上ねらい、自転車盗

- ・ 施錠した
- ・ 施錠せず

○ 自動車盗、オートバイ盗

- ・ キーあり
- ・ キーなし

※ 「キーあり」とは、エンジンキーがスイッチに差し込まれていたか、運転席又は車両の周辺に放置された状態で被害に遭ったものをいい、「キーなし」とはそれ以外のものをいいます。

17 盗難防止装置の有無（自動車盗、オートバイ盗）

被害車両に盗難防止装置が装備されていたかどうかについて、以下の区分としています。

- ・ あり
- ・ なし

18 現金被害の有無（ひったくり、車上ねらい、自動販売機ねらい）

現金の被害があったかどうかについて、以下の区分としています。

- ・ あり
- ・ なし

19 現金以外の主な被害品（部品ねらい、自動車盗、オートバイ盗）

現金以外の主な被害品について、以下の区分としています。

○ 部品ねらい

- ・ タイヤ・ホイール
- ・ ナンバープレート
- ・ カーナビ
- ・ その他
- ・ なし

※ 「なし」は未遂事件で被害品がない場合です。

○ 自動車盗

- ・ 乗用自動車
- ・ 貨物自動車
- ・ 特殊自動車
- ・ その他
- ・ なし

※ 「なし」は未遂事件で被害品がない場合です。

○ オートバイ盗

- ・ 自動二輪（50cc超）
- ・ 原動機付自転車（50cc以下）
- ・ その他
- ・ なし

※ 「なし」は未遂事件で被害品がない場合です。

ウェブサイト利用規約

1 当ウェブサイトで公開している情報の利用

当ウェブサイトで公開している情報（以下「コンテンツ」といいます。）は、何人も下記2から8に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形、商用等、自由に利用できます。また、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権の対象でないため、本利用規則の適用はなく、自由に利用できます。

コンテンツの利用に当たっては、本利用規則に同意したものとみなします。

2 出典の記載

- (1) コンテンツを利用する場合は、出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

（出典記載例）

出典：〇〇県警察ウェブサイト（当該ページのURL）

出典：「〇〇認知件数」（〇〇県警察）（当該ページのURL）（〇年〇月〇日に利用）など

- (2) コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工した情報を、あたかも〇〇県警察が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

「〇〇認知件数」（〇〇県警察）（当該ページのURL）を加工して作成

「〇〇認知件数」（〇〇県警察）（当該ページのURL）をもとに〇〇株式会社作成 など

3 第三者の権利の侵害への配慮

- (1) コンテンツの中には、第三者（国及び〇〇県警察以外の者をいう。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。

第三者が著作権を有している、又は第三者が著作権以外の権利を有しているコンテンツがある場合には、特に権利処理済みであることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

- (2) コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が機能を有していることを直接的又は間接的に表示等しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の表示等を行っていないものもあります。

コンテンツを利用する場合は、利用者の責任において確認してください。

- (3) 外部データベース等とのAPI（Application Programming Interface）連携等により取得しているコンテンツについては、その提供元の利用条件に従ってください。
- (4) 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

4 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

コンテンツには、個別法令による利用の制約がある場合がありますので、注意をしてください。

5 本利用ルールが適用されないコンテンツについて

コンテンツのうち、組織や事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザインや具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、別の利用ルールを示しているものについては本利用ルールの適用外となります。

6 準拠法

(1) 本利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。

(2) 本利用ルールによるコンテンツの利用及び本利用ルールに関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツ又は利用ルールを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

7 免責

(1) ○○県警察は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。

(2) コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

8 その他

(1) 本利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。

(2) 本利用ルールは、令和○年○月○日に定めたものです。本利用ルールは、政府標準利用規約（第2.0版）に準拠しています。

本利用ルールは、今後変更される可能性があります。

(3) 本利用ルールは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0国際（<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>）に規定される著作権利用許諾条件。以下「CC BY」という。）と互換性があり、本利用ルールが適用されるコンテンツはCC BYに従うことでも利用することができます。